

## 平成 18 年度 第一回登録審査会概要

### 1 審査・登録状況

審査会開催日	平成 18 年 5 月 29 日 (月)
申請受付期間	平成 18 年 2 月 11 日 ~ 平成 18 年 5 月 15 日
審査件数	9
登録件数	7
登録事業者数	7 (新規 7)
登録食品数	12

### 2 審査会での主な意見と東京都の対応

主な意見	東京都の考え方と対応
<p>小売店が登録をとるメリットは何か。健康食品を販売する小売店の場合、信頼性を高めるための宣伝目的にならないか。</p> <p>登録事業者が、登録商品(豚肉)を卸業者に販売した場合、消費者がスーパーなどで買う段階では、生産履歴がわからなくなってしまふ。消費者まで情報がつながるように、卸業者や小売店に登録をとっていただく努力が必要。</p> <p>消費者の問い合わせ先が E-mail アドレスだけの場合、個人情報などをださなければ問い合わせできないということにならないか。電話または FAX での対応も必要ではないか。</p> <p>ラベルや包装資材などの記載事項について疑問点がある。「ミネラルに富んだ健康野菜」「 が豊富に含まれている」など表現方法について適正かどうか確認が必要。また、全体にかかる「国産」「地元農産物使用」という表現についても、確実にそうであるのか疑問。</p>	<p>宣伝方法などについては、誤解のない、適正な方法で行われているか現地調査などで確認していく。</p> <p>登録事業者が出荷した先の卸業者までは、生産履歴がつながるが、卸業者が流通・販売業者登録を取得していない場合は、制度上その先については求めていない。フードチェーンがつながるように、卸業者、小売店にも登録を働きかけていく。</p> <p>問合せ先については、制度上は E-mail だけでも登録は可能であるが、消費者の利便性といった面から、電話や FAX 番号の表示についても申請受付時などに記載をお願いしていく。</p> <p>適正表示であることが条件なので、確認する。また、登録決定は、確認後とする。</p>